

新潟市民芸術文化会館 チケット販売受託に関する基本規約

本規約には、公益財団法人新潟市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）がりゅーとびあ新潟市民芸術文化会館（以下「当館」という。）にて公演チケット販売の受託するにあたり、チケット販売を委託する者（以下「委託者」という。）に適用される条件を記載しております。

（販売を受託する条件）

第1条 財団が販売受託の条件は、下記各号を全て満たすものとします。

- (1) 財団が当館の施設利用を許可した公演のチケットであること。
 - (2) 委託者は前号の施設利用を許可された者であること。
 - (3) チケット料金が有料であること。
- 2 販売受託した公演チケットは、当館2階インフォメーションにて午前11時から午後7時まで販売をいたします。ただし、販売期間は最長で公演の前日までとし、当館が休館の日は販売をいたしません。
- 3 公演チケット購入者の支払方法は現金精算または財団が指定するクレジットカード会社の決済とし、振込等その他の精算は行いません。

（販売委託のお申込み）

第2条 委託者は財団へ以下の書類を提出し、財団はこれをもって販売を受託したこととなります。

- (1) 新潟市民芸術文化会館チケット委託販売依頼書兼納品書（以下「依頼書」）
 - (2) 座席図（販売する席を席種ごとに色分けして明記した図面）
- 2 前項の提出後、当館へ公演チケットを納品してください。なお、公演チケット作成の際は、「チケット作成のご案内」記載内容をご確認ください。

（精算）

第3条 前条にて提出した依頼書に記載のチケット販売期間終了後、下記の方法にて精算処理を行います。

なお、残券の引き渡しは当館で行います。

〈振込精算〉

チケット売上額確定後、委託者が指定する口座へ30日以内に振込いたします。振込の手数料は財団が負担します。

- 2 前項の精算処理における精算額とは、チケット売上額から、販売手数料を差し引いた金額となります。
- 3 前項の販売手数料は、チケット売上額の7%に500円を加えた額とします。
- 4 チケット売上額が前項の販売手数料に満たない場合は、チケット販売期間終了から30日以内に財団へお支払いください。

（公演が延期・中止になった場合）

第4条 財団が延期または中止の連絡を受けた時点で公演チケットの販売は売り止めとし、その日までに販売したチケットの売上金から販売手数料を差し引いた金額を精算するものとします。

- 2 公演チケット購入者への払い戻しは当館窓口では行いません。公演予定当日の対応も含め、委託者の責任で行うものとします。

附 則

この規則は、平成29年6月13日から施行する。

附 則（手数料改定）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（公演が延期・中止になった場合）

この規則は、令和2年8月1日から施行する。